

危険物取扱者免状の交付・書換え・再交付に係る審査基準及び標準処理期間等について

種 類	危険物取扱者免状の交付	危険物取扱者免状の書換え	危険物取扱者免状の再交付
根拠法令・条項	消防法第13条の2第3項	危険物の規制に関する政令第34条	危険物の規制に関する政令第35条第1項
審 査 基 準	次に示す条件を満たす者に、危険物取扱者免状を交付する。 1. 富山県知事が実施した危険物取扱者試験又は、富山県知事が行わせた指定試験機関において実施した危険物取扱者試験に合格した者。 2. 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反して危険物取扱者免状の返納を命ぜられた者は、その日から起算して1年を経過した者。 3. 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者は、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過した者。	次に示す条件を満たす場合に、危険物取扱者免状の書換えを行う。 1. 書換えを受けようとする申請者が、当該危険物取扱者免状の交付を受けた者であること。 2. 書換えを受けようとする危険物取扱者免状が、富山県知事が交付した免状であるか、書換えを受けようとする申請者が、富山県に居住又は勤務していること。 3. 書換えを受けようとする理由が、危物取扱者免状の本籍・氏名・生年月日の変更によるか、免状に貼付されている写真の撮影日が、免状の交付日から10年経過することによること。	次に示す条件を満たす場合に、危険物取扱者免状を再交付する。 1. 再交付を受けようとする申請者が、当該危険物取扱者免状の交付を受けた者であること。 2. 再交付を受けようとする危険物取扱者免状が、富山県知事が交付又は書換えをした免状であること。 3. 再交付を受けようとする理由が、危物取扱者免状の亡失、滅失、汚損又は破損によること。
標 準 処 理 期 間	15日間	10日間	10日間
手 数 料	新規交付 2,900円	本籍等書換え 700円 写真書換え 1,600円	再交付 1,900円
	※ 複数の種類の新規交付申請…種類ごとに2,900円、 新規交付+本籍等書換え申請…2,900円、 写真書換え+本籍等書換え申請…1,600円、 再交付+本籍等書換え申請…1,900円		
受 付 機 関	一般財団法人消防試験研究センター富山県支部		